

# 新NISAに関するQ&A

項番	Q	A
1	新NISAがはじまるにあたり、現行のNISA（つみたてNISA、一般NISA、ジュニアNISA）はどうなりますか？また、現行NISAで投資している商品はどうなりますか？	2024年以降、 <b>現行NISAでの新規の買い付けは出来なくなる予定</b> です。ただし、2023年末までに現行のつみたてNISA、一般NISAにおいて投資した商品は、 <b>新しい制度の外枠で、非課税保有期間は継続される予定</b> です。（一般NISAは5年（最長2027年まで）、つみたてNISAは20年（最長2042年まで））  なお、ジュニアNISAについては、2023年末以降に非課税期間が終了するものについては、自動的に継続管理勘定に移管され、 <b>18歳まで非課税で保有</b> できます。
2	現行NISAから新NISAには、ロールオーバーできますか？	<b>出来ません。</b> 現行NISAでの保有商品については、 <b>非課税保有期間内での売却</b> か非課税期間終了後、 <b>課税口座への移管</b> が選択肢になると想定されます。
3	一般NISAで保有している商品のロールオーバーはいつまでできますか？	項番2のとおり、現行NISAでの保有商品は新NISAにロールオーバーできません。そのため、一般NISAで保有している商品のロールオーバーについては、 <b>2023年（2018年投資分）までの予定</b> です。
4	特定口座で保有している商品を新NISAに移管することは出来ますか？	<b>出来ません。</b>
5	現行のNISA口座は現在の金融機関で継続し、新NISA口座を別の金融機関で新たに開設できますか？	<b>可能です。</b> ただし、現行のNISA口座は非課税保有期間の継続のみであり、 <b>新規のお買付けは新NISA口座を開設した新しい金融機関</b> で行うことになります。
6	新NISAでは生涯非課税限度額を管理することですが、金融機関の変更是できますか？	<b>可能です。</b> 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、国税庁において一括管理を行うこととされています。
7	新NISAを始める際、既に現行のNISA（一般・つみたて）で保有している商品は、売却する必要がありますか？	<b>必要ありません。</b> 項番1の通り、2023年末までに現行のつみたてNISA、一般NISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で、非課税保有期間は継続される予定です。
8	新NISAを始める際、現行のNISA（一般・つみたて）で保有している商品は、購入できないのでしょうか。	<b>出来ます。</b> ただし、 <b>現行NISAとは投資可能商品が一部異なる予定</b> のため、場合によっては新NISAでは購入できない商品もあります。詳しくは項番12をご確認ください。
9	つみたて投資枠と成長投資枠をそれぞれ別々の金融機関で利用できますか？	<b>出来ません。</b> つみたて投資枠と成長投資枠はあくまで新NISA制度の枠組み内であるため、別々の金融機関で利用することは出来ません。
10	分配金を受け取りながらの新NISA制度の活用は可能ですか？	<b>可能です。</b> ただし、新NISAでは、つみたて投資枠・成長投資枠いずれにおいても毎月分配型の投資信託は除外となっています。

項目番号	Q	A
11	現行NISAを開設している金融機関で新NISAを継続したい場合、新たに追加の手続きが必要になりますか？	現行のNISA（一般・つみたて）を利用している人については、新制度開始時に新しいNISA口座（つみたて投資枠及び成長投資枠）が自動的に設定されるなど、新制度の手続が複雑とならないよう手当がされています。ただし、上記は現時点の情報であり、また金融機関毎でお手続きが変わる場合がありますので、 <a href="#">詳細は各金融機関担当者にご確認ください。</a>
12	新NISAの投資可能商品は現行の一般NISAやつみたてNISAと同じものになりますか？	<a href="#">つみたて投資枠の投資可能商品ははつみたてNISA同様の予定</a> です。 ただし、成長投資枠については、①信託期間が20年未満、②毎月分配型、③高レバレッジの投資信託等が除外される予定です。
13	2024年からすぐに新NISAを始めた場合、いつまでに当該金融機関へ申請をする必要がありますか。また、現行NISAを開設している金融機関から別の金融機関変更する場合、いつまでにどのような手続が必要になりますか？	NISA口座の開設手続きは、金融機関毎やお客さまの取引状況毎に異なるため、 <a href="#">一概には言えません</a> 。現行NISA口座の金融機関を変更したい場合は、 <a href="#">2023年10月以降、変更前の金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出し、変更したい金融機関へ「勘定廃止通知書」を提出する必要があります</a> 。
14	非課税枠の再利用について、詳しく教えてください。	生涯非課税限度額（1,800万円）については、 <a href="#">買付け残高（簿価残高）で管理</a> されます。保有商品の見直しや一時的な支出のため換金した場合、 <a href="#">当該商品の簿価分の非課税枠を再利用できる</a> こととなります。ただし、年間投資限度額は変動しないため、 <a href="#">年間投資限度額（360万円）を超える分の利用は同年中はできません</a> 。また、枠の復活も、保有商品を売却した年ではなく、翌年に前年売却した分の枠が復活する予定です。
15	枠の再利用は、売却時だけで、課税口座への移管時も認められますか？	生涯非課税限度額（1,800万円）については、NISA口座内にある商品の簿価残高でカウントされる見込みです。そのため、売却時だけでなく、課税口座に移管された場合もNISA口座内の簿価残高は減少することから、当該商品の簿価分の <a href="#">非課税枠を再利用できる予定</a> です。
16	新NISAで購入・利益確定した場合、確定申告は必要ですか？	現行NISAと同様、 <a href="#">不要</a> の予定です。
17	新NISAでは成長投資枠のみ使用することは可能ですか？以前の2階建てのNISA案の際は原則1階部分も使う必要があったと認識しています。	<a href="#">可能</a> です。従前の2階建ての案とは異なり、どちらかを必ず使用しないといけないという制約はない予定です。
18	2024年ではなく、2025年以降から新NISAをはじめることは可能ですか？	<a href="#">可能</a> です。
19	成長投資枠、つみたて投資枠の対象商品はどこで確認できますか。	成長投資枠は <a href="#">投資信託協会</a> 、つみたて投資枠は現行のつみたてNISAと同様、 <a href="#">金融庁</a> のHPにて開示予定です。ただし、金融機関毎で取扱い商品は異なります。
20	新NISAを利用したい場合、2023年中に現行NISAから利用したほうが良いですか。もしくは、2024年の新NISAから利用したほうが良いですか。	<a href="#">非課税投資枠の活用</a> という観点で考えると、2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の枠外で、現行制度における非課税措置が適用されるため、 <a href="#">現行NISAを利用したほうが非課税投資枠を多く活用できます</a> 。

上記は、作成時点における信頼できる情報等を基に作成していますが、制度内容等について、今後変更となることがありますので、必ず最新の情報をご確認いただくようお願いいたします。

# ご留意事項等

mattocoでお取り扱いしている投資信託のリスクとお客様にご負担いただく費用について

## ◎投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債およびリート等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等をご覧ください。

## ◎投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

### ■購入時（ファンドによっては換金時）に直接ご負担いただく費用

・購入時（換金時）手数料…**ありません**

### ■換金時に直接ご負担いただく費用

・信託財産留保額…**上限0.10%**

### ■投資信託の保有期間に中間接的にご負担いただく費用

・運用管理費用（信託報酬）…**上限年率1.6445%程度（税抜年率1.5000%程度）**

※一部のファンドについては、運用実績に応じて成果報酬をご負担いただく場合があります。

※上場投資信託に投資する投資信託の場合は上場投資信託の費用がかかりますが、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、当該費用は表示しておりません。

その他の費用・手数料…上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等でご確認ください。

※その他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。  
上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計金額等を記載することはできません。

## 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三菱UFJ国際投信ダイレクトでご提供しているすべての公募投資信託において、ご負担いただくそれぞれの費用のうち、最高の料率を記載しております。  
投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等をご覧ください。

## 【投資をご検討いただくにあたって】

■投資は収益期待がある一方で、値下がり・元本割れの可能性もあり、その損益はすべてお客様に帰属します。したがって、お客様の状況等によっては、資金使途に照らして必ずしも投資が適した選択肢となるわけではない点にご留意ください。

■投資はお客様自身の判断と責任で行っていただく必要があります、投資知識や投資対象商品への理解に不安がある場合は投資をお控えください。

また、投資の判断の基礎となる投資方針については、一般的に、資金使途や投資期間、経済状況やリスク許容度等を総合的に勘案した上で、適宜見直しを行うことが望ましいとされています。

## 【当資料に関してご留意いただきたい事項】

■mattoco(マットコ)とは、三菱UFJ国際投信（以下、当社）が提供する、[1]「三菱UFJ国際投信ダイレクト」（インターネットを通じ、当社で口座開設や投資信託の購入・換金を行うことのできるサービス）および[2]当社を通じて投資信託をお取引する際に、参考となる投資関連情報提供等サービスの総称です。

■当資料は、当社が作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。投資信託をご購入の場合は、当社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。

■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

■当資料の内容は、お客様の投資目的、リスク許容度に必ずしも合致するものではありません。投資に関する最終決定はお客様ご自身でご判断ください。

（作成時点：2023年4月）